

令和2年1月20日

DBS証券株式会社

弊社の自己資本規制比率について  
(金融商品取引法第46条の6第3項に基づく開示)

令和元年12月末における弊社の自己資本規制比率は下記の通りとなっております。

記

1. 固定化されていない自己資本の額	349百万円 (A)
2. 市場リスク相当額	0百万円
3. 取引先リスク相当額	0百万円
4. 基礎的リスク相当額	49百万円
2～4のリスク相当額合計	49百万円 (B)
5. 自己資本規制比率 (A) ÷ (B)	716.4%

(※ 百万円以下の数字を切り上げ・切り下げることなく、一円単位まで用いて自己資本規制比率を算出しております。)

以上